

玉縄台自治会の皆様

鎌倉市行政経営部公的不動産活用課  
担当課長 和田一広

市道玉縄3丁目坂 交互通行の件について

日頃より本市政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、玉縄三丁目で発生した土砂の崩落等で市道が一方通行となっており、皆様には大変御不便をおかけしております。

玉縄台自治会の皆様より御要望いただいております交互通行につきましては、本来であれば皆様方と関係団体との再協議の場を設けさせていただくところですが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、延期とさせていただきます。

こうした中、御要望いただいた件について市と関係機関等（大船警察署、神奈川中央交通㈱、栄光学園）で協議を行い、その結果を書面として作成いたしましたので送付いたします。

先ず、栄光学園前から大船駅方面への一方通行とした経緯について、改めて説明いたします。

この規制については、バスを含む車両が渋滞することなく安全に通行できること、また歩道を車道側に拡幅することで歩行者がより安全に通行できるよう近隣住民の方、関係機関等と協議を重ね、現在の形となりました。

具体的には、本市道は栄光学園の生徒の通学路になっており、土砂の崩落前のように生徒と住民の皆様との歩道を分けた通行ができないなか、ベビーカー及び自転車を押して歩く方も含めた住民の皆様と栄光学園の生徒の双方の歩行上の安全面を確保するためには、車道上に仮設の歩道を設ける必要があると判断したものです。

一方、当該措置は一方通行の区間が長くなるため、特に朝夕の時間帯には渋滞の発生が懸念され、渋滞が発生するとバスの運行に遅れが生じ、住民の皆様のご通勤等や清泉女学院の生徒等の通学等に支障が出るということが考えられることから、歩行者の通行の安全面及び渋滞の発生を抑制するという観点からも、一方通行とすることが最適であると判断したものです。

なお、今回いただいた交互通行に係る御要望を踏まえ、3月末に改めて関係機関等と協議を行いました。その結果、以下のとおり三つの意見が関係機関等から寄せられましたので、皆様にお伝えいたします。

1 渋滞について

本市道は、自転車の通行が多いことから、交互通行とした場合の規制時間は自転車の通過時間を基に考えることとなりますが、仮に自転車で交互通行区間を通過する時間が2分



間とした場合、2分間は下りが赤信号、2分間は上り下りとも赤信号、2分間は上りが赤信号、2分間は上り下りとも赤信号という規制になると考えられます。この場合の片側での待機時間は6分間となりますが、仮に上り下りともに6分間待機することとなれば、朝夕の混雑時はもちろんのこと、昼間でも渋滞の発生が懸念されるとの意見がありました。

また、渋滞抑制の観点から、昼間のみ交互通行とすることも考えましたが、朝夕は一方通行とし、昼間だけ交互通行とする時間規制は混乱を招き、特に上り下りの切り替え時に様々な要因により混乱するとの意見がありました。とりわけ本市道は地元の方のみでなく、遠方から来た方も通行する道であり周知が困難なこと、また、本市道の場合は VICS（ナビゲーション）で通行規制の表示ができないことから、混乱による交通事故等の発生が懸念されるとの意見がありました。

## 2 バスの運行について

現在でも運行間隔は非常にタイトな状況であり、仮に交互通行とした場合で今のバスの運行間隔が4分以上遅れると、運転手不足の現状においてバスを増便することが難しく、バスの運行が困難となり、運行経路を玉縄台を通らない清泉女学院直通的の経路に変更せざるをえなくなるとの意見がありました。

## 3 警備員について

工事用信号機の使用は、通行車両の運転手が対向車の停車位置を視認できる区間（必要最小限の区間）とすることを想定しているため、今回のような長距離の区間については、工事用信号機単独での交互通行の規制は危険であり、工事用信号機を見落とした方がいた場合や工事用信号機が故障した場合及び停電した場合には、車両の正面衝突の可能性があることから、警備員の配置が必要であるとの意見がありました。

また、交互通行とした場合、規制区間内の住民の皆様（工事エリア前の7軒、商船三井社宅及びルピナス鎌倉玉縄）が車両で本市道に出る際に、上りと下りどちらに行けばよいかかわからず、交通事故につながりかねないとの意見があり、その誘導のために警備員を常時、複数名配置せざるをえなくなるとの意見がありました。

以上のとおり意見をまとめましたので、今後は地元の皆様におかれましても本書面の内容を御確認いただき、御要望のありました再協議の時期につきまして、新型コロナウイルスの感染が落ち着いた時期に改めて調整させていただきたいと考えております。

今後とも御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

事務担当 公的不動産活用課  
財産管理担当 下田  
TEL 0467-23-3000  
内線 2258